

東日本大震災に関する 要 請 書

平成23年6月27日

宮城県議会議長 畠山和純

宮城県市議会議長会
会長・仙台市議会議長 野田 讓

宮城県町村議会議長会
会長・大和町議会議長 大須賀 啓

発災直後からの自衛隊による救助・救援や政府の現地対策本部設置による不眠不休の取り組みなどをはじめとした国の取り組みに対しまして感謝申し上げますとともに、全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様から温かい御支援をいただきながら、県民一丸となって、確固たる決意を胸に復興に向け、一歩ずつ確かな足取りで着実に進んでいる状況にあります。

しかしながら、県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災の発生から3カ月が経過した今なお約1万8千人の被災者が避難生活を余儀なくされており、未だ被害の全容が明らかになってはおりませんが、その被害額も住宅やJR、国直轄等を除き県関連等の一部だけで、現時点で約3兆3733億円に達するなど、極めて甚大な被害規模となっております。

また、復興に際しては、単なる現状復旧ではなく、地域復興ビジョンのもとで、地域の実情に応じて、新たな街を創り上げていくことが必要であり、その実現に向けては、現状復旧を基本とする従来の災害復旧制度を超えた対応や想像を絶する財政負担に伴う復旧・復興対策に係る財源の確保、壊滅的な打撃を受けた地域産業の早期の復興対策の実施、被災住民等の生活再建に向けての雇用の確保など、多くの課題が山積している状況にあります。

復興の実現に向けては、国における復興に必要な財源の全額確保を含む本格的な復興に向けてのボリューム感のある第2次補正予算の早期の編成、成立や地域産業の復興の要となる財政政策や金融政策等の総合的な対策の実施、復興の障害となる各種規制等の改善、被災地域の実情に応じた自由度の高い柔軟な対応が可能となる新たな制度の創設、地域の実態に合わせたスピード感のある政策の展開などが必要であります。

つきましては、国におかれましては、一刻も早い被災地域住民の安定を目指し、本格的な復興を加速させていくため、府省庁の枠を超え、国の総力を結集し、次の要望事項に早急に取り組まれますよう強く要望します。

【各府省庁共通】

- 1 一刻も早い復興に向け、気力を振り絞り動き出している被災住民の期待に応えるためにも、復興に必要な財源の全額確保と復興が十分に可能となる規模での第2次補正予算を速やかに編成し、早期成立を図り、時期を失しないよう国の総力を挙げて復興に取り組むよう求めます。
- 2 地域ごとのニーズに応じて自由かつ機動的に復興対策事業を実施でき、また、現行諸制度の隙間を埋め、被災者・被災事業者の当面必要な再建を支援するなど、復興に向けての柔軟な対応を可能とする復興基金の創設を求めます。
- 3 被災自治体において、それぞれの実情に応じた迅速・柔軟な災害復旧・復興が可能となるよう新たな復興交付金の創設による災害復旧事業費及び災害復興事業費の全額国庫一括交付金化を求めます。
- 4 被災自治体の財政規模をはるかにしのぐ壊滅的な被害であり、国庫補助率の大幅な嵩上げ、対象経費の拡大、被災公共施設の耐震構造化、各省庁の枠を超えた国直轄事業の実施など、本格的な復旧・復興事業の迅速な実施に向けての新たな制度を含む特別法の創設を求めます。
- 5 被災地域の市街地の復旧・復興は、ゼロベースから市街地を再構築することが必要であり、原状復旧を基本とする既存の各種制度では困難であることから、既存の土地利用規制関係法を含め地域の実情に応じた迅速かつ機動的・柔軟な対応が可能となるよう新たな市街地復興に関する法制度の創設を求めます。
- 6 原子力発電所の安全指針の抜本的な見直しを行うなど、安全対策に万全を期するとと

もに、再生可能エネルギーの活用を含め、エネルギー政策についての十分な議論を行い、しっかりとした戦略的なビジョンに基づいた対策が講じられますよう求めます。

- 7 被災者の住宅再建や農林水産業、製造業等商工業の事業再開に向けて大きな障壁となっている二重ローンについて、既往債務の返済猶予、減免措置、公的機関の買い取りなど、被災者の救済につながるしっかりとした対策を迅速に講じられますよう求めます。
- 8 今回の大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故により、農業・畜産業・観光業等に大きな影響を与えており、被害のあった農家などへの補償や農水産品等の輸出促進などの風評被害対策を強化するとともに、風評被害の早期払拭に向けての国を挙げての具体的な事業の実施を求めます。
- 9 被災地域重視の視点や男女共同参画の視点を防災、災害対応、復興構想会議に取り入れるなど、被災地域の住民が復興に参加でき、被災地域の実情に応じた対策の実現が可能となる対応を求めます。

【 内 閣 府 】

- 1 大震災からの復興の基本となる事項などを定めた東日本大震災復興基本法に掲げている基本理念の具現化とスピード感のある施策実施を求めるとともに、復興の大きな鍵となる現地の対策組織の早期の設置及び機能の充実、権限の強化を求めます。
- 2 被災地域では良好な治安基盤の根底を覆す事案が引き続き発生しており、また、瓦礫撤去や復旧・復興に係る資機材等の搬入等に伴う円滑な交通の確保と住民の安全・安心の確保が必要な状況であり、災害の復旧・復興過程における様々な変化に的確に対応できる警察官等人的基盤の強化を引き続き求めます。
- 3 住宅等の被害のみならず、すべての生活基盤が一瞬のうちに失われるなど、その生活再建に向けては、多くの課題が山積している状況であることから、既存の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度の拡充、支援金の早期支給を始め、住宅被害を受けた被災者に対する新たな住宅再建支援制度の創設や半壊以下の被害を受けた住宅等の修繕に対する助成・救済措置など生活再建が可能となるきめ細やかな総合的な対策の実施を求めます。
- 4 今回の大震災は、県内全域に壊滅的な被害を及ぼし、その復旧・復興に係る財政負担は膨大なものになることから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び激甚災害法の適用範囲の拡大、補助率の更なる嵩上げなど、被災自治体の財政運営が可能となる規模の財政支援を求めます。

【 総 務 省 】

- 1 東日本特別財政援助法の対象から外れた自治体の行政庁舎等の災害復旧に極めて多額の費用負担が必要であること、また、すべての庁用備品・公用車の流出等の被害を受けていることから、応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 2 東日本特別財政援助法の対象から外れた各種のネットワーク機能の応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金制度の創設とともに、通信が遮断され、災害救助の初期態勢に深刻な影響を及ぼしたことなどから、災害に強い情報通信システムの構築及び自治体への配布を求めます。
- 3 応急対策や復旧事業等に必要な歳出は一刻も早い執行が必要なものの、被災者などからの地方税その他の歳入の収納時期は遅れるものと見込まれることから、円滑に予算を執行するため、資金繰り支援として、普通交付税の増額と繰上交付を求めます。
- 4 国庫負担対象外となった事業への単独災害復旧事業債の発行など、地方債の発行に対する財政的支援措置を拡充するとともに、合併特例債適用期間の延長など、被災自治体の実情に応じた各般の財政支援を求めます。
- 5 被災を受けた地域について白紙の状態から復興まちづくり計画を検討することから、特例的に被災して滅失した施設等に係る地方公共団体金融機構資金及び郵貯・簡保融資資金の繰上償還を免除するよう求めます。
- 6 地方債を充当して整備した施設等が被災した場合において災害復旧のために施設等の資産価値を超えて地方債を充当できるようにするとともに、災害復旧のために起こし

た資産価値を超えた特別の地方債の元利償還金に対する国庫支出金交付制度の創設を求めます。

7 被災自治体の行政負担の軽減を図るため、小災害債の発行に関わる、申請期間、対象事業、作成資料等のより一層の柔軟な運用並びに手続きの簡素化を求めます。

【 財 務 省 】

- 1 想像を絶する壊滅的な被害の復旧・復興であり、十数兆円規模のボリューム感のある財源確保が必要であることから、社会保障制度を含め、被災地域の復興に係る法人税の減税等バランスを考慮した税制の一体的な改革の推進を求めます。
- 2 壊滅的な被害を受けた財政融資資金や政府等金融機関等融資資金で整備した施設の復旧等は、機能の集約や廃止の選択等を含め様々な検討がなされているが、繰上償還等の財政負担が課題となっていることから、繰上償還や元利償還金の免除など、既存制度の大幅な見直し等新たな制度の整備を求めます。
- 3 現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、手続き等において、各種の規定があり、復旧・復興に向けての迅速な対応が困難になることから、引き続き弾力的・柔軟な運用と手続きの簡素化が図られるよう求めます。

【文 部 科 学 省】

- 1 小中学校等の学校施設、社会教育施設の復旧に際しては、原状復旧が基本的に困難であり、国庫補助対象外となる復旧工事を含め極めて多額の費用負担となることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。
- 2 公共交通機関が復旧するまでの間、スクールバス等代替交通機関の確保が必要になっていることから、それに要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設を求めるとともに、仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費に対する国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 3 経済的に困窮する世帯の児童生徒等の増加が見込まれ、中・長期的な就学援助及び給食費援助の弾力的運用・拡充と、大学卒業まで無利子奨学金が受けられるよう募集人員制限を撤廃するとともに、一定の要件を満たす学生に対する返済義務のない給付型の奨学金制度の創設を求めます。
- 4 被災した児童等のメンタルヘルスケア対応として、スクールカウンセラーの緊急派遣事業が創設されましたが、被災した児童生徒の心のケアについては、中・長期的な対策が必要であり、緊急派遣に係る委託事業の来年度以降の継続を求めます。
- 5 自ら死の危機に直面し、あるいは近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒が極めて大きな精神的苦痛を受けている学校教育の現場の一刻も早い正常な活動の再開に向けては、児童生徒に対するきめの細かい教育的支援が必要であることから、教職員定数の中・長期的な加配措置を求めます。
- 6 国の特別名勝「松島」の指定地域では多くの家屋が流失しており、家屋の再建など地

域の迅速な復興を図るために、特別名勝松島保存管理計画エリアにおける文化財保護法の弾力的な運用を求めます。

7 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

8 私立学校施設の再建に際しては、学校設置者の負担が極めて多額に上ることから、長期の償還期間、据置期間を設定した無利子の新たな融資制度の創設や再開が困難な私立学校に対する日本私立学校振興・共済事業団が行った融資の償還猶予あるいは、免除など、一層の柔軟な取り扱いを求めます。

9 私立学校が行う授業料減免等に対する補助制度については、実績に応じた補助金の交付を行うとともに、児童・生徒数が大きく変動することなどが考えられることから、私立学校運営費補助金制度の柔軟な対応と圧縮率を乗じることなく運営補助金を算定するよう求めます。

10 全壊した宮城県原子力センターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、その災害復旧費及び復旧までの間、監視測定をするための経費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

【厚生労働省】

- 1 災害救助費が巨額に達し、地方負担によって被災自治体の財政が危機的な状況に陥ることが予測されることから、災害救助費を全額国庫支出金とする新たな制度の創設や現行の災害救助法上の制度に含まれていない、栄養管理、感染症予防、高齢者等介護、児童養護等を救助の種類に位置づけるよう求めます。
- 2 深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く存在することから、被災者の心のケア対策の強化や震災で親を亡くした子どもの支援強化を図るとともに、児童相談所の心理士やソーシャルワーカー等の専門職の加配を行うよう求めます。
- 3 避難所や損壊している自宅での不自由な生活が長期化していることから、被災者の身体的・精神的な健康の維持及び確保について、医療体制の充実や要介護者支援、感染症予防のための生活環境や衛生対策に対する支援を求めます。
- 4 いわゆる自立仮設住宅の考え方に立った応急仮設住宅の建設と早期完成を進めるとともに、応急仮設住宅の入居、住宅の応急修理、その他災害救助法に基づく各種支援について、基準限度額の引き上げ、期間・所得制限の撤廃等を含む対象要件の緩和など、弾力的な運用と救済の拡大を求めます。
- 5 公的医療施設の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大となり、また、国庫補助制度の対象外となっている民間医療施設の災害復旧費も極めて多額に上ることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと対象範囲の拡大等を行うとともに、仮設病院に対する国庫補助制度の創設、医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限のさらなる延長と対象施設の追加及び必要な経費に対する交付金の積み増しを求めます。

- 6 医療従事者確保及び流出防止に係る経費について、被災地では今後医療機関の再開に向けて多くの医療従事者が必要であり、人材の確保及び流出防止には被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 7 高齢者社会福祉施設をはじめ社会福祉施設等の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大となり、また、国庫補助対象外の社会福祉施設等の災害復旧費も極めて多額に上ることから、全額国庫負担も含めた国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや対象施設の拡大等を図るとともに、社会福祉施設等耐震化等特別対策事業に係る対象施設等の拡大や基金事業の実施期限の延長及び大幅な積み増しを求めます。
- 8 介護給付費の地方負担分の国費による補てんや調整交付金の増額、財政安定化基金の交付要件の緩和など、国による十分な財政支援措置を求めます。
- 9 訓練手当受給者が大幅に増えている状況にあり、被災自治体の負担が極めて過大になることから、必要な経費を国が全額負担するとともに、職業や生計の手段を失った被災者の雇用の促進を図るため、雇用保険制度や緊急雇用制度の要件の緩和及び復旧・復興事業等での雇用機会の創出等総合的な取り組みを行うよう求めます。
- 10 就職が決まらずに卒業する新規高卒者や就職活動が困難になる新規学卒者が多数に上ることが予想されることから、被災地域の新規高卒者を採用内定した事業主への奨励金の支給や被災した新規学卒者への就職活動支援金の支給など、就職促進に係る新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

11 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主に対し、事業再開に向けた雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）の国の全額負担を含む支給割合の拡充や上限日額の大幅な引き上げ等事業主の負担軽減に向けた対策を求めます。

【 農 林 水 産 省 】

- 1 農地・農業用施設の直轄災害復旧事業に際しては、被災自治体の負担が膨大になり、また、営農を再開できずにいる被災農家等の負担も極めて重いものとなり、現実的には賦課金徴収は不可能であることから、全額国庫支出金での事業執行を求めます。

- 2 国庫補助制度の対象外となっている漁業協同組合や農業協同組合等の事務所等の災害復旧に際しては、その負担は極めて多額に上り、組合等の運営自体に支障を及ぼし、その存続を左右することから、組合等の災害復旧・復興に向けた新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

- 3 農林水産試験研究施設や地方卸売市場等農林水産業施設の災害復旧に際しては、被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、農林水産試験研究施設等に対する新たな国庫支出金交付制度の創設や現行の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げ及び対象範囲の拡大を求めます。

- 4 被災した農林水産業従事者の生活基盤の安定化と再開に向けた取り組みを助長するため、経済的補償対策を含む新たな支援制度の創設を行うとともに、農林水産業の復興に向けて、農業及び漁業の集約化の推進など、国の全面的な財政措置を含め、国家プロジェクトとして取り組むことを求めます。

- 5 東日本大震災農業生産対策交付金が創設され、農家が共同利用する農業用施設の改修や補修、共同利用農業機械のリース方式等による新規導入等が可能となりましたが、現行の補助率では事業実施主体の負担が過大となることから、県の特産であるいちご栽培

をはじめとする園芸農業施設の災害復旧に対する支援を含めさらなる交付率の嵩上げ、要件の緩和・拡充及び制度の継続を求めます。

- 6 土地改良区の被害も甚大であり、土地改良事業に係る土地改良区の負担軽減を図るとともに、多くの農家が被災している状況にあることから、農家負担金償還のための賦課徴収は事実上不可能であり、その支払いを免除することを求めます。
- 7 沿岸部被災農業従事者の生活再建に向け、創設された除塩事業に加え、技術的支援、地盤沈下対策及び相当期間作付けが不可能とされている被災農業従事者への支援を含めた財政的支援の拡充を図るとともに、津波堆積物の除去を国直轄事業で行うよう求めます。
- 8 被災した農家の生活基盤の安定化を図り、営農を再開するため、国庫補助制度のない農畜産物被害に対する新たな国庫支出金交付制度を創設するとともに、農業関連分野における雇用対策の強化を求めます。
- 9 東京電力福島第一原子力発電所事故により、国の通知に基づき実施している乳用牛・肥育牛への牧草の給与の自粛に関する損害賠償の支払いを早急に行うことを求めます。
- 10 津波災害に見舞われた地域への住宅再建は困難であり、津波被害が及ばない保安林等の国有地の宅地転用が必要であることから、保安林等解除を含めた宅地転用要件の規制等の緩和及び弾力的・柔軟な対応を求めます。
- 11 被災を受けた漁船・漁具等の個人の再導入費に対しては、国庫補助制度がなく、漁業

再建のためには多額の投資が必要となりますが、被災漁業者にとって多額の費用負担に耐えることは現実的には不可能であることから、漁船・漁具等の個人の再導入に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

12 養殖施設、種苗生産施設、水産加工施設を含む水産業関連施設の再導入に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、国庫補助制度がない水産養殖生産物被害への経済的支援や養殖漁業の協業化・共同化への支援など、全面的な財政的支援を含む新たな国庫支出金交付制度の創設等総合的な対策を求めます。

13 水産業復興の鍵となる壊滅的な被害を受けた漁港施設等の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、甚大な被害を受けた水産関連企業の再生に向けた財政的支援を含む重点的な支援を行うことを求めます。

【 経 済 産 業 省 】

- 1 未曾有の災害に見舞われた中小事業者の負担軽減を図り、事業再開への動きを加速化させるため、今回の災害に限定し制度化された「東日本大震災復興特別貸付」の貸し付け及び利子補給の条件の一層の緩和、償還期間、補給期間の長期化、延長を求めます。
- 2 製造業の復興は地域経済の復興及び雇用の確保に欠かすことができないものであり、また、被災者の生活を支える上で商業活動の再開を急ぐ必要があることから、自ら事業を再開できるよう工場再建や仮設店舗整備等に対する直接補助制度等新たな制度の創設を行うとともに、休業補償等の助成措置など、きめ細かい支援対策の実施を求めます。
- 3 被災地で再起を図る企業への相談・指導体制の強化に向け、経営指導員等職員の確保に向けて国による人件費の全額補助を行うとともに、被災地における商工会館の復旧建設は、被災地のまちづくり計画との整合を図るため次年度以降となることも予想されるので、継続して予算化されることを求めます。
- 4 被災地の復興あるいは、風評被害の払拭のため被災地域の商工会や商工会連合会が行う地場の観光資源、地元産品等を活用しての復興市・復興物産展（仮称）などの取り組みに対する財政的支援を求めます。
- 5 企業の事業再開を促進し、地域における雇用創出を支援するため、設備等の復旧に係る資金や、省エネルギー化対応設備の導入に係る資金への新たな助成制度の創設を行うとともに、貸付対象者が小規模企業者に限定されている小規模企業者等設備導入資金の貸付要件の拡大や県に対する助成割合のさらなる嵩上げ、貸付財源への追加助成を求めます。

- 6 被災地で直接災害の被害を受けた事業者だけではなく、間接的な被害を受けている中小企業も救済する観点から、経営セーフティ共済融資の融資限度額の引き上げやリース債権の減免など、新たな補助制度や金融・税制上の特別措置を講ずることを求めます。
- 7 今回の災害に限定した東日本大震災復興緊急保証の政府系金融機関並みの償還期間の長期化、保険料の引き下げ、無保証料化等の措置を行うとともに、信用保証協会の経営基盤の安定を図るため、利用期間の確保や補填率の100%への引き上げあるいは、取り崩し可能な新たな協会への基金造成などの総合的な支援を求めます。
- 8 制度融資に必要な原資預託や負担軽減のための利子補給、保証料の引き下げに伴う信用保証協会への県からの補助について、新たな財源を確保することが困難なことから、補助事業の継続実施に向けた財政支援を行うとともに、融資に係る支払期間の変更に伴い生ずる延長期間分の保証料の減免措置等を求めます。
- 9 地方公共団体が単独で整備した国際展示施設や地方公共団体及び地方公営企業に準じる第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に係る国庫補助制度がなく、災害復旧費に係る費用負担が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 10 県民及び企業の重要な足となっている自動車が多数流出し、県民生活や企業活動に支障を来している状況にあることから、被災した自動車の買換えに対する税の優遇措置や購入経費等への財政的支援など、新たな支援制度の創設を求めます。
- 11 工業用水道施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は極めて多額に上り、また、国庫補助制度対象外の設備の復旧も多額の費用が見込まれる状況であることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと対象範囲の拡大等柔軟な対応を求めます。

12 東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故は、国全体に関わる極めて重大な問題であり、放射性物質の外部放出の阻止と早期解決に向けて、国の総力を結集し取り組むとともに事故原因等の検証・公表、県内市町村への放射線量測定機器の配布、環境放射線モニタリングと情報公開の強化など、県民の不安解消に向け、人的・財政支援を含む積極的な対策を国の責任において講ずるよう求めます。

13 原子力事故に伴う影響は東日本全域に拡大し、また、長期化が懸念され、子どもをはじめとする健康不安や世界的な風評被害、観光客の減少など多くの問題が発生していることから、健康診断の実施や校庭・プール等文教施設の除染、汚染された土などの汚染物の処理対策等に係る基準の明示を含めた対策を早期に国において示すとともに、風評被害に対する対策の積極的な実施や今後起こり得る被害等を長期的かつ広範に捉え、迅速かつ十分な規模での補償の実施など、総合的な対策の早期実施を求めます。

【 国 土 交 通 省 】

- 1 道路・橋梁・港湾・空港・堤防・下水道等公共土木施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は想像を遥かに超える額になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを含め早期の復旧に向けての一層の支援強化を行うとともに、暫定復旧措置が講じられている国管理河川の堤防について、これからの出水期に向け、管理者の枠を超え、ハード・ソフト両面での対策を早期に実施するよう求めます。
- 2 被災した建設業者の中には、所有又はリース契約により保有していた建設機械が、地震・津波によりき損又は流失し、当該建設機械に係る借入金返済やリース企業からの損害額の負担を求められるケースがあることから、これらの負担を軽減する措置を講ずるよう求めます。
- 3 人口・資産・社会基盤施設の集積地である低平地は、地盤沈下が著しく、浸水リスクが高まっている状況にあり、排水対策、高潮対策などの早急な復旧対策はもちろんのこと被災被害民有地の買収による国有地化、現在地での復興が困難で大規模な集団移転が必要な場合における支援等新たな事業制度の創設を含めた総合的な対策を求めます。
- 4 丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落、地すべり等人工物への被害は、宅地所有者個人の資力での対応は不可能であり、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の採択要件の大幅な緩和、国庫支出金交付率の嵩上げなど、全面的な財政支援を求めます。
- 5 防災のための集団移転促進事業についての地方負担が極めて過大なものであり、また、既成市街地を対象とする被災市街地復興土地区画整理事業も、その被害が広域的であり、地方負担も極めて過大となることから、浸水地区の買上げ等をはじめとし、国庫支出金交付率の大幅な嵩上げや要件等の緩和・拡大などの特別措置を行うとともに、市街地開

発事業において、地方公共団体が土地を取得する場合の制度の拡大を求めます。

- 6 甚大な被害を受けた公営住宅に係る整備について、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、補助対象外となっている既設公営住宅の宅地のみでの復旧に対する交付対象の拡大を求めます。
- 7 下水道施設の機能停止に伴う緊急的な溢水対策などの応急復旧費用や、水質改善のための費用、市町の下水処理場の仮の処理施設の整備、管理的施設（駐車場等）の復旧など、災害復旧事業への財政的支援の強化と対象範囲の拡大を求めます。
- 8 災害復旧調査費に対しては、地すべり対策等に係る調査・設計費など限定調査以外については国庫補助制度がなく、各種の施設が被災し災害復旧調査費が極めて多額に上ることから、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。
- 9 土地区画整理事業地の事業者が管理している宅地・都市排水施設等に対する災害復旧や都市公園の植栽等に対する災害復旧については、国庫補助制度がなく、災害復旧に係る財政負担が極めて多額となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 10 地方公共団体及び地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧には国庫補助制度がなく、災害復旧に係る財政負担が極めて多大となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 11 観光施設も甚大な被害を受け、また、直接地震等の被害を受けなかった観光施設においても、その後発生した津波や原子力災害に伴う風評被害により観光客の大幅な減少に直面し、重大な影響を受けていることから、観光施設等の災害復旧や被災地の観光振興を図るための活動に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

- 12 東北地方唯一の特定重要港湾仙台塩釜港も今回の震災により甚大な被害を受けたものの、順次港湾の物流機能を回復しつつあり、また環境放射線量も問題ないレベルで推移していることから、風評被害対策を含め仙台塩釜港の利用拡大に向けた船舶の寄港を促進する取り組みを求めます。
- 13 被災地域の復興計画及び土地利用計画あるいは、防災機能を踏まえたＪＲ線や国道・県道等の計画的な整備を行うとともに、想像を超える被害額となり存続の危機に直面しているすべての第三セクター鉄道事業者及び離島航路、バス等事業者を対象とする新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 14 津波被害の影響を受けることなく救助・救援や物流の確保等初動の対応に重要な役割を果たした沿岸部の高規格道路等について、堤防としての防災機能を付加し、防災道路としての位置づけを明確にし、また、三陸縦貫自動車道をはじめ、沿岸地域を連絡する道路等を広域的沿岸地域の復興の基幹道路として加速的に整備を促進し、沿岸防災ネットワーク機能を早期に構築するよう求めます。
- 15 宮城県と福島県を結ぶ地元住民の足である第三セクター鉄道事業者の阿武隈急行鉄道の災害復旧費用は、会社の運営に重くのしかかっている状況にあり、その費用の全額の国庫支出金化と緊急無利子融資制度の早急な創設を行うとともに、離島航路を被災者が利用する場合の運賃・料金の減免のための財政支援等新たな制度の創設を求めます。
- 16 長期間にわたり交通やライフラインが寸断された東北地方最大の離島である気仙沼大島の緊急時の救急救命活動等島民の安全と物資輸送などの輸送路の確保のためには、気仙沼大島架橋事業の整備が必要不可欠であることから、離島振興事業の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げなどの支援策をはじめ架橋事業の加速的推進を求めます。

【 環 境 省 】

- 1 がれきや被災自動車等の震災廃棄物、堆積土砂等の長期的な集積は、事故の危険や環境の悪化などの問題が生じることから、土地（海、河川、湖沼等を含む）の管理・所有形態にかかわらず、沿岸部・内陸部を通じて全額国費により、早期に撤去することを求めます。

- 2 がれき等の早期の処理に向けての国有地の提供や人的支援、撤去に伴う制度問題への対応、処理等への技術的な支援など、国の責任において総合的な対策の措置を求めます。

- 3 地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生に用いられる自然環境整備交付金については国定公園のみに限定されているが、県立公園や国立公園における取り組みについても補助の対象とすることを求めます。